

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)	1.14-3	目次の添付資料1.14.16の名称の記載に誤記があったことから、下記のとおり修正する。 修正前 添付資料1.14.16 重大事故等時における燃料補給に係るアクセスルート 修正後 添付資料1.14.16 重大事故等時における燃料補給に係る複数ルートの確保について	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)	1.14-47, 61	記載の適正化 記載表現に誤りがあったことから下記とおり修正する。 修正前：1号及び2号炉運転員（中央制御室）1名及び1号及び2号炉運転員（現場）2名にて作業を実施した場合 修正後：1号及び2号炉運転員（中央制御室）1名並びに1号及び2号炉運転員（現場）2名にて作業を実施した場合	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)	1.14-58	記載の適正化 記載表現に誤りがあったことから下記とおり修正する。 修正前：第1.14.13図から第1.14.14図及び第1.14.18図に示す。 修正後：第1.14.13図、第1.14.14図及び第1.14.18図に示す。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)	1.14-62	記載の適正化 記載表現に誤りがあったことから下記とおり修正する。 修正前：代替格納容器スプレイポンプ、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 修正後：代替格納容器スプレイポンプ及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)	1.14-67, 68	記載の適正化 記載表現に誤りがあったことから下記とおり修正する。 修正前：概要図を第1.14.29図及び第1.14.31図及び第1.14.33図に、タイムチャートを第1.14.30図、第1.14.32図に、アクセスルートを第1.14.34図及び対応手段の選択フローチャートを第1.14.42図に示す。 修正後：概要図を第1.14.29図、第1.14.31図及び第1.14.33図に、タイムチャートを第1.14.30図及び第1.14.32図に、アクセスルートを第1.14.34図に、対応手段の選択フローチャートを第1.14.42図に示す。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)	1.14-78	記載の適正化 燃料消費量の記載に誤記があったことから下記とおり修正する。 修正前：168.2kL 修正後：182.3kL	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)	1.14-134	第1.14.33図の概要図にT.P.39mの記載が抜けていたことから、追記する。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)	1.14-136	第1.14.35図の燃料タンク (SA) の欄にT.P.39mの記載が抜けていたことから、追記する。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)	1.14-186, 189	記載の適正化 下記の内容について、条文内で記載内容の統一ができていなかったことから修正する。 修正前：ホース接続は、カブラ式となっているため・・・ 修正後：ホース接続は、 <u>クイックカブラ</u> 式となっているため・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)	1.14-186	記載の適正化 下記の内容について、条文内で記載内容の統一ができていなかったことから修正する。 修正前：代替非常用発電機及び可搬型代替電源車への給油ガン接続は、コネクタ化となっているため、 修正後：代替非常用発電機及び可搬型代替電源車への接続は、コネクタ接続となっているため、	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)	1.14-190	記載の適正化 下記の内容について、条文内で記載内容の統一ができていなかったことから修正する。 修正前：燃料補給対象設備への給油ガン接続は、コネクタ化となっているため 修正後：燃料補給対象設備への接続は、コネクタ接続となっているため、	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)	1.14-213	記載の適正化 ・図-3 タンクローリーによる直接汲み上げ手段 アクセスルートのマスキングを削除した。 ・燃料タンク (SA) の設置場所を詳細に記載した。 燃料タンク (SA) *1 【T.P.39m】 *1 燃料タンク (SA) については、今後の検討により変更となる可能性がある。	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)	1.14-191	記載の適正化 下記の内容について、条文内で記載内容の統一ができていなかったことから修正する。 修正前：代替非常用発電機の給油口に給油ガン接続 修正後：代替非常用発電機の給油口への接続 (コネクタ接続) 修正前：可搬型代替電源車の給油口に給油ガン接続 修正後：可搬型代替電源車の給油口への接続 (コネクタ接続)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)	1.14-214	記載内容に誤記があったことから修正する。 修正前：燃料油移送配管建屋内接続口に接続する。 修正後：燃料油移送配管屋内接続口に接続する。	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r.6.0)	1.14-215	記載の適正化 ・図-5 燃料油移送ポンプによる汲み上げ手段 アクセスルートのマスキングを削除した。 ・燃料タンク (SA) の設置場所を詳細に記載した。 燃料タンク (SA) *1 【T.P.39m】 *1 燃料タンク (SA) については、今後の検討により変更となる可能性がある。	